



平成 22 年 8 月 6 日

各 位

プリ ヴェ 企 業 再 生 グ ル ッ プ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 (CEO) 松 村 謙 三
(JASDAQ・コード番号 4233)
問 合 せ 先 取 締 役 辻 一 馬
(TEL: 03-6230-0150)

当社子会社による 4 社に対する差止め仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社子会社でありますプリ ヴェ AG 株式会社（以下、「プリ ヴェ AG」という。）は、本日開催の同社取締役会において、「ふれあいメガネ」の名称で眼鏡店を展開する眼鏡等製造販売会社である株式会社サクサン、「面白生活」の名称で通信販売等を行なっている有限会社リバティフィールド、「はぴねすくらぶ」の名称で通信販売等を行なっている株式会社メディア・プライス及び「夢隊うえぶ」の名称で通信販売等を行なっている S T E I L A R C. K. M 株式会社（以下、「4 社」という。）に対する下記仮処分命令の申立てを行なうことを決議しました。

また本日、東京地方裁判所に両社の製造、販売行為の差止め仮処分命令の申立てを行ないました。

記

1. 事実の概要および申立ての理由

プリ ヴェ AG が 1990 年頃から約 20 年にわたり独占的に開発、販売し、宣伝広告によりその特徴が需要者の間で広く周知、認識されている眼鏡タイプのルーペ（商品名：ペアルーぺ。以下、「ペアルーぺ」という。）に対し、2010 年 7 月頃から、4 社はペアルーぺに特徴が酷似している商品（以下、「ペアルーぺ類似品」という。）の製造、販売を開始しました。

4 社によるペアルーぺ類似品の販売行為は、需要者に誤認混同を生じさせることから、不正競争防止法（以下、「同法」という。）上の不正競争行為に該当し、また、プリ ヴェ AG の営業上の利益が侵害されるおそれがあることから、早急にこれを阻止しなければ、プリ ヴェ AG は著しい損害を被ることとなるため、本日、同法に基づき、4 社に対してその民事上の責任を求めるため、ペアルーぺ類似品の製造、販売行為の差止めを求める仮処分命令の申立てを、東京地方裁判所に行ないました。

なお、同法には、違反者は、民事上の責任のみならず、刑事上の責任も課されること（5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（21 条 2 項 1 号））を規定しています。

2. 今後の見通し

当社グループはファンド事業および上場株式等投資事業等に注力しており、業績は相場環境、投資環境の影響を受けざるを得ない状況にあります。この事業の特殊性に鑑み業績予想を行なうことは困難であるため、業績予想の記載は行っておりません。

また、当該子会社の申立てによる連結業績および個別業績に与える影響について、今後の見通しを予想することは困難ですが、本件の進捗状況により適宜開示を継続いたします。

以上